

一 輸入した酒類の種類、品名ごとに数量、價格、輸入の日並びに仕入先の住所及び氏名又は名稱

二 前號に掲げるものの外、税關長が指定する事項

第十七條 酒類の引取人は、左の事項を帳簿に記載しなければならない。

一 保税地域から引取つた酒類の種類、品名ごとに数量、價格及び引取の日

二 販賣した酒類の種類、品名ごとに数量、價格、販賣の日並びに買取人の住所及び氏名又は名稱

三 前各號に掲げるものの外、税關長が指定する事項

③ 小賣の場合においては、前項第二號の買取人の住所及び氏名又は名稱の記載を要しない。但し、税關長において取締上必要があると認め、その記載を命じたときは、この限りでない。

附 則

第一條 この規則は、公布の日から施行し、一九五二年七月二十八日から適用する。

第二條 酒類消費税法附則第五條第二項の規定による申告書は、酒類の販賣場、所轄税務署に提出しなければならない。

遊興飲食税法第二十五條の規定に基づき、遊興飲食税法施行規則を次の通り定める。

一九五二年十月十三日

行政主席 比嘉 秀平

規則第二十三號

遊興飲食税法施行規則

第一章 總 則

第一條 遊興飲食税法（一九五二年八月二十五日立法才十七號）以下法と（ ）において、料理店とは、客席で客の接待をして客に遊興又は飲食させる營業を営む場所をいい、飲食店とは、客に飲食物を提供して飲食させる營業を営む場所をいい、旅館とは、一日を単位として客を宿泊させる營業を営む場所をいう。

第二章 税の徴収

才二條 法第六條及び第七條の規定による申告書は、その營業所の所轄税務署に提出しなければならない。

才三條 前條の申告書の提出がないとき又は税務署長がその申告を不相當と認めるときは、税務署長は、その課税標準額を決定しなければならない。

第四章 雜 則

第一條 税務署長は、災害その他特別の事情がある場合において特に必要があるとき認めるときは、法第十條の規定によつて納期限を延長することができる。

才三條 特別徴収義務者の登録

第五條 法第十一條の規定により提出すべき登録申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別徴収義務者の住所、氏名又は名稱

二 經營場所の所在地

三 經營場所の種類及び名稱

四 従業者の種類及び員數

五 料金の種別及び金額

六 經營場所の構造その他設備の概要

七 經營開始年月日

八 前號に掲げるものの外、税務署長が指示した事項

② 前項の申請書は、營業場の所轄税務署に提出しなければならない。

第六條 税務署長は、前條の登録の申請を受けたときは、その申請者に対し、その者が遊興飲食税を徴収すべき義務を課せられた者であることを證明する証書を交付しなければならない。

第七條 法才十二條の規定による申告書は、所轄税務署にしなければならない。

第四條 雜 則

第八條 法才十五條但書の規定の適用を受けようとする者は、その事由を記載した申請書を所轄税務署長に提出して承認を受けなければならない。

第九條 遊興飲食税の特別徴収義務者は、領收證に少なくとも左の事項を記載しなければならない。

八 領收年月日及び金額

九 前各號に掲げるものの外、税務署長が指示した事項

③ 遊興飲食税の特別徴収義務者は、税務署長の承認を受けて、前項に規定する記載事項の一部を省略することが出来る。

才十條 法第十八條の規定による領收證の検印は、領收證と控とにかけ、契印しなければならない。

才十一條 法才二十條の規定による申告書は、所轄税務署にこれをしなければならない。

才十二條 遊興飲食税の特別徴収義務者が、その業を廢止したときは、直ちに、その旨を所轄税務署に申告し、且つ特別徴収義務者の證票を返さなければならない。

才十三條 法才二十二條の規定により遊興飲食税の納期限の延長を申請しようとする者は、左の事項を記載した申請書に、延長を必要とする事由を證明する書類を添付して、これを所轄税務署に提出しなければならない。

一 災害の種類

二 災害年月日

三 年度、月別及び税額

四 納期年月日

五 延長を必要とする事由

第十四條 遊興飲食税の特別徴収義務者は、毎日少くとも左に掲げる事項を一面の遊興飲食又は一泊の宿泊ごとに、帳簿に記載しなければならない。

ない。

一 遊興、飲食又は宿泊の年月日

二 遊興、飲食又は宿泊をした者の住所、氏名

三 遊興、飲食又は宿泊の料金及び領收年月日

四 前各號に掲げるものの外、税務署長が指示した事項

第十五條 税務署長は、必要があると認めるときは、前條第一號乃至第四號に掲げる事項の外その買入した飲食物及び飲食物の材料の品名、數量、價額、買入年月日及び賣渡人の住所、氏名又は名稱の記載を命ずることが出来る。

第十六條 法第二十四條に規定する滞納期間の計算は納期限の翌日から納付の日までとする。

附 則

第一條 この規則は、公布の日から施行し、一九五二年八月二十五日から適用する。

第二條 法附則第二十の規定による登録の申請をしようとする者は、第五條の規定に準じて作成した申請書を、所轄税務署に提出しなければならない。

第三條 法附則第三條に規定する領收證發行の期日は、一九五二年十一月一日とする。

告 示

告示第三十六號

食品衛生法(一九五二年立法第三十三號)第十八條の規定に基いて食品衛生検査施設を左記の通りに指定する。

一九五二年十月十三日

行政主席 比嘉 秀平

施設名 琉球衛生研究所

告示第三十七號

琉球列島軍政本部軍政府布令第二五號(一九五〇年十月十八日附)に基いて、一九五〇年十二月一日施行した國勢調査の結果は左の通り確定した。

一九五二年十月十三日

行政主席 比嘉 秀平

一九五〇年國勢調査琉球確定人口

全琉球	現住人口(含外國人)		外國に籍を有する者		琉球に本籍を有する者	
	計	男	計	男	計	男
全琉球	924,936	462,468	8,834	2,058	576,383	289,392
八重山	22,210	11,105	22	12	11,978	5,483
宮古	22,210	11,105	38	17	9,170	3,967
石垣	22,210	11,105	4	3	3,477	1,640
沖縄	878,506	439,253	47	24	11,075	5,058
浦添	22,210	11,105	33	16	4,154	2,008
那覇	22,210	11,105	25	14	15,373	7,049
糸島	22,210	11,105	9	3	6,533	2,884
大島	22,210	11,105	41	24	20,969	9,710
渡嘉敷	22,210	11,105	48	28	5,269	2,468
志布志	22,210	11,105	114	47	14,738	6,863
伊佐	22,210	11,105	8	2	7,647	3,493
中城	22,210	11,105	18	7	5,578	2,572
読谷	22,210	11,105	16	7	6,663	3,594
読谷	22,210	11,105	112	58	7,097	3,158
読谷	22,210	11,105	—	—	6,530	2,939

市町村名	現住人口(含外國人)			外國に籍を有する者			琉球に本籍を有する者		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
全琉球	580,223	271,450	308,773	8,834	2,058	1,776	576,383	289,392	306,997
01 頭村	12,000	5,495	6,505	22	12	10	11,978	5,483	6,495
02 大宜味村	9,208	3,984	5,224	38	17	21	9,170	3,967	5,203
03 大東村	3,481	1,643	1,838	4	3	1	3,477	1,640	1,837
04 羽地村	11,122	5,082	6,040	47	24	23	11,075	5,058	6,017
05 屋我地村	4,157	2,024	2,133	33	16	17	4,154	2,008	2,146
06 今歸仁村	15,393	7,063	8,330	25	14	11	15,373	7,049	8,324
07 上本部村	6,542	2,888	3,654	9	3	6	6,533	2,884	3,648
08 本部町	21,010	9,734	11,276	41	24	17	20,969	9,710	11,259
09 豊部村	5,317	2,496	2,821	48	28	20	5,269	2,468	2,801
10 名護町	14,842	6,710	8,132	114	47	67	14,738	6,863	8,065
11 恩納村	7,655	3,495	4,160	8	2	6	7,647	3,493	4,154
12 久志村	5,596	2,579	3,017	18	7	11	5,578	2,572	3,006
13 宜野座村	5,679	2,601	3,078	16	7	9	5,663	2,594	3,069
14 金武村	7,209	3,216	3,993	112	58	54	7,097	3,158	3,939
15 伊江	6,530	2,939	3,591	—	—	—	6,530	2,939	3,591

▲	中部地區										
16	石川市	17,739	8,040	9,749	40	19	21	17,749	8,021	9,728	
17	美里村	16,120	7,427	8,693	73	36	37	16,047	7,391	8,656	
18	與那城村	16,197	7,341	8,856	93	33	60	16,104	7,398	8,796	
19	勝連村	11,012	5,030	5,982	56	22	34	10,956	5,008	5,948	
20	具志川村	32,369	15,350	17,019	196	98	98	32,173	15,262	16,921	
21	越來村	18,421	8,433	9,999	114	47	67	18,317	8,385	9,932	
22	讀谷村	16,574	7,615	8,959	7	2	5	16,507	7,613	8,954	
23	嘉手納村	6,776	3,254	3,422	24	19	5	6,752	3,335	3,417	
24	北谷村	9,974	4,801	5,173	62	34	28	9,912	4,767	5,145	
25	北中城村	7,961	3,580	4,381	38	17	21	7,923	3,563	4,360	
26	中城村	9,728	4,494	5,234	57	33	24	9,671	4,461	5,210	
27	宜野灣村	15,930	7,625	8,305	48	24	24	15,882	7,601	8,281	
28	西原村	7,750	3,749	4,001	52	29	23	7,698	3,720	3,978	
29	浦添村	11,910	5,862	6,048	27	11	16	11,883	5,861	6,032	
▲	南部地區										
△	都市地區										
30	首里市	20,014	9,606	10,408	80	41	39	19,934	9,565	10,369	
31	那覇市	44,790	21,247	23,543	648	444	204	44,142	20,803	23,399	
32	眞和志村	30,935	15,321	15,614	299	191	108	30,636	15,130	15,506	
△	農村地區										
33	小祿村	12,923	6,014	6,909	33	13	20	12,890	6,001	6,889	
34	豊見城村	9,418	4,441	4,977	47	28	19	9,371	4,413	4,958	
35	糸満町	14,835	6,845	7,990	156	80	76	14,679	6,765	7,914	
36	兼城村	5,800	2,703	3,097	16	6	10	5,784	2,697	3,087	
37	三和村	7,866	3,713	4,153	33	20	13	7,833	3,693	4,140	
38	高嶺村	3,514	1,667	1,847	3	1	2	3,511	1,666	1,845	
39	東風平村	8,363	3,844	4,519	52	23	29	8,311	3,821	4,490	
40	具志頭村	6,010	2,732	3,278	6	0	6	6,004	2,732	3,272	
41	玉城村	9,904	4,415	5,189	42	24	18	9,562	4,391	5,171	
42	知念村	6,035	2,831	3,234	15	9	6	6,050	2,822	3,228	
43	佐敷村	8,295	4,031	4,264	90	67	23	8,205	3,964	4,241	
44	與那原村	6,574	3,062	3,512	117	63	54	6,457	2,999	3,458	
45	大里村	6,699	3,117	3,582	32	11	11	6,677	3,103	3,571	
46	南風原村	7,517	3,519	3,999	11	7	4	7,506	3,511	3,995	
47	仲里村	9,204	4,561	4,743	34	13	21	9,270	4,548	4,712	
48	具志川村	7,305	3,531	3,774	53	18	35	7,252	3,513	3,739	
49	渡嘉敷村	1,527	693	634	—	—	—	1,527	693	634	

50	座間、味村	2,029	984	1,045	9	7	2	2,020	977	1,043
51	伊平屋村	3,985	1,892	2,093	1	1	—	3,984	1,891	2,093
52	伊是名村	5,574	2,643	2,931	4	3	1	5,570	2,640	2,930
53	栗國村	2,738	1,250	1,488	1	1	—	2,737	1,249	1,488
54	渡名喜村	1,551	715	836	—	—	—	1,551	715	836
55	南大東村	1,604	818	786	472	223	250	1,132	596	536
56	北大東村	1,037	547	540	168	79	89	919	468	451
○	奄美群島	216,110	100,524	115,586	2,648	1,314	1,334	213,462	99,210	114,252
60	名瀬市	28,970	13,653	15,317	923	495	438	28,037	13,158	14,879
61	三方村	9,754	4,595	5,159	41	16	25	9,713	4,579	5,134
62	大和村	6,374	3,038	3,336	29	16	13	6,345	3,022	3,323
63	宇檢村	7,615	3,585	4,036	36	14	12	7,579	3,571	4,008
64	西方村	4,226	1,966	2,260	52	22	30	4,174	1,944	2,230
65	實久村	5,323	2,452	2,870	32	17	15	5,290	2,435	2,855
66	鎮西村	7,450	3,412	4,038	35	16	19	7,415	3,396	4,019
67	古仁屋町	11,987	5,598	6,389	191	99	92	11,796	5,499	6,297
68	住用村	4,490	2,057	2,433	69	30	39	4,421	2,027	2,394
69	龍郷村	9,704	4,532	5,172	45	25	20	9,659	4,507	5,192
70	笠利村	13,083	5,541	6,542	57	24	33	12,026	5,517	6,509
71	喜界町	10,939	4,762	5,237	41	24	17	10,958	4,738	5,220
72	早町村	7,353	3,148	4,205	44	22	22	7,309	3,126	4,183
73	龜津町	12,435	6,105	6,330	319	107	112	12,216	5,998	6,218
74	東天城村	10,140	4,779	5,363	116	49	67	10,024	4,728	5,296
75	天城村	13,043	6,239	6,804	147	75	72	12,896	6,164	6,732
76	伊仙村	17,716	8,486	9,230	170	80	90	17,546	8,406	9,140
77	和泊町	13,259	5,944	7,315	187	82	105	13,072	5,862	7,210
78	知名町	15,049	6,994	8,055	157	79	80	14,890	6,915	7,974
79	與論村	8,141	3,640	4,501	43	22	23	8,099	3,618	4,478
○	宮古群島	74,618	35,552	38,968	297	155	142	74,321	35,497	38,824
80	平良市	30,897	14,486	16,411	251	129	124	30,646	14,357	16,289
81	綾巻町	16,514	8,048	8,466	11	5	6	16,503	8,043	8,460
82	下地町	6,487	3,129	3,298	7	4	3	6,420	3,125	3,295
83	上野村	5,547	2,671	2,876	4	3	1	5,543	2,669	2,875
84	伊良部村	11,433	5,520	5,913	23	14	9	11,410	5,506	5,904
85	多良間村	3,800	1,798	2,002	1	0	1	3,799	1,798	2,001
○	八重山群島	43,986	21,806	22,180	1,304	730	574	42,682	21,076	21,606
90	石垣市	19,875	9,610	10,262	715	392	323	19,157	9,213	9,939
91	大瀨町	8,048	4,161	3,887	130	75	55	7,918	4,086	3,832

273

92	竹 富 町	9,908	5,128	4,780	337	200	137	9,571	4,928	4,643
93	真 那 國 町	6,158	2,907	3,251	123	63	59	6,036	2,844	3,192

備 考

告示第三十八號

一九五二年十一月一日から次の郵便局において郵便物の集配事務を開始する。

一九五二年十月十三日

行政主席 比嘉 秀平

名稱 位 置

市郵便局 奄美群島住用村大字市

阿波郵便局 古仁屋町阿波

窪川郵便局 西方村窪川

阿室郵便局 宇檢村阿室

宇檢久志郵便局 宇檢村久志

伊仙郵便局 伊仙村宇伊仙

告示第三十九號

一九五三年度獣医師試験期日並に圖書締切期日は左記の通り變更する。

一九五二年十月十三日

行政主席 比嘉秀平

記

一、試験期日 十一月五日六日七日三日間

二、圖書締切 十月廿五日

布 令

琉球列島米國民政府布令才八十八號 (一九五二年十月七日)

所得税法

一、屋政副長官の保留する権限によつて、琉球政府立法院の定めた立派才四十四號所得税法の一部を次のように改正し、ここにこれを公布する。
A、第一條第一項を次のように改める。

この立法の施行地に、法律により認められた永久居住所を有する者は、所得税を納めなければならない。
B、才一條才三項の次に次の一項を加える。
④ 琉球において獲得し、而してB、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y、Zの他の琉球の法定通貨に於いて生ずる外國人又は外國の市民権を有する者の所得に對しては、この立法の規定を適用しない。
C、才三條第三號を次のように改める。
祭祀、宗教、慈善、學術、技藝、その他公益に關する社團又は財團にして營利を目的としなものの。
D、第二十一條及び才二十二條は、削除する。
E、才二十四條第一項を次のように改める。
第二十四條 第一條の規定に該當する個人に對しては、一萬一千圓の基礎控除を認める。
F、第五十五條を次のように改める
第五十五條 この立法の規定に基き税金を控除する雇傭主又は個人若しくは商社、法人團體は、すべて課税年度末の翌月末までに又雇傭が終了した翌月の末日までに、納税者たる雇傭者に支給した賃金俸給又は報酬の金額とその年度に控除された税金の總額の通知書を作製し、これを當人に交付しなければならない。

「向春印刷社印行」

② 前項の通知書は、規則の定める様式で四部作製しなければならない。

正副各一部を納税者に、又一部を財政局に送付し、残りの一部は税金控除責任者の控とする。

二、琉球政府立法院第四十四號の規定の如何に拘らず、一九五三年課税年度内に總額一萬一千圓以上の所得のある者は、同課税年度終了後翌年度の末日までに又はそれ以前に確定申告書を作製し、これを琉球政府の主管局に提出しなければならない。

三、一九五〇年六月三十日陸軍政府布令第 六號(奄美群島における個人所得税及び手續)一九五〇年十二月二十八日附民政府布令第二十九號(宮古群島及び八重山群島における個人所得税並びに手續)は、廢止する。但し、右の布令の廢止に依り廢止の一切の行爲、權利及び廢止前からの引續き有する權利、廢止前の一切の訴訟又は處置、既遂の犯罪、若しくはそれに對する刑罰、沒收等が消滅するものではない。

四、この布令は、一九五二年四月一日から施行する。
右民政副長官の指令により公布する。

民 政 官
米國陸軍准將
ゼイムス・エム・ルイス
發行所
行政主席官房文書課

1 274